

制度の名称	図書館資料等の減免
根拠法令等	唐津市近代図書館条例第11条 唐津市相知図書館条例第5条
適用条件 (対象者)	① 火災で全焼、半焼の被害を受けた世帯 ② 洪水、地震、暴風雨などで全壊、半壊、全流失、半流失の被害を受けた世帯
支援の具体的内容	図書館から借り受けた図書館資料などの損害賠償額を一部か全部を免除する。
手続き方法	借り受け人（その保護者）が 災届 図書館資料紛失届出書 を 図書館に提出
担当課	近代図書館 72-3467